

宮崎労発基 0903 第 6 号  
令和元年 9 月 3 日

各 位

宮崎労働局長



貨物自動車運送事業における過労運転等防止のための協力要請について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業においては依然として長時間労働の実態がみられるところであり、長時間労働による過労運転は、トラック運転者の家庭生活や健康状況に影響があるばかりでなく、交通事故の原因ともなることから、社会的にその改善が求められているところです。

トラック運転者の過労運転を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、運送事業者のみならず、荷主の皆様の関係法令等の遵守に関する御理解・御協力が不可欠であると考えられ、発注条件等の面で十分な配慮をしていただくことが重要であると考えております。

つきましては、貴団体傘下の会員各社に対して下記事項について格別の配慮をいただきますよう、指導方お願い申し上げます。

また、宮崎労働局では、本年度も九州運輸局宮崎運輸支局、宮崎県警察本部、一般社団法人宮崎県トラック協会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部と連携して、秋の全国交通安全運動期間を中心とした令和元年 9 月 21 日（土）から 10 月 20 日（日）の 1 か月間、『みんなで取り組もう 安全運行を支える環境づくり』をスローガンに『貨物自動車運送事業 過労運転等撲滅運動』を実施いたします。

これに伴い、同運動に係る実施要綱及びポスターを同封しますので、事務所内へ掲示していただくなど、同運動の推進に御協力をお願いいたします。

記

- 1 貨物自動車運送事業者については、トラック運転者の労働時間等に関し、労働基準法に定める労働時間等の規定のほか、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年 2 月 9 日労働省告示第 7 号）に定める拘束時間や運転時間の限度についても遵守することが必要であること（別添参照）。

2 運送の発注を行うに当たっては、次の事項に配慮していただくこと。

- (1) 貨物自動車運送事業者が適正な走行計画を策定することができるように、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行うとともに、急な発注条件の変更を行わないこと。
- (2) 安全な運転を確保するための適切な運行時間を考慮した到着時刻等を設定すること。
- (3) 貨物自動車運送事業者に荷役作業を行わせる場合は、当該事業者の労働者の安全確保に協力すること。

## 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(貨物自動車運送事業)の概要

区 分	内 容	
拘束時間 (※1参照)	1か月(原則) 293時間以内 (但し、毎月の拘束時間の限度を定める書面による労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲において、1か月の拘束時間を320時間まで延長可。)	
	1日 原則 13時間以内 最大 16時間以内(15時間超えは1週2回まで)	
休息期間 (※2参照)	1日の休息期間は、継続8時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること。)	
運転時間	1日の運転時間は2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間ごとの平均で44時間以内	
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければならない。 (分割する場合は、1回につき10分以上、かつ、合計30分以上とすること。)	
特 例	(1) 分割休息期間	業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割付与が可。 この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。
	(2) 2人乗務	1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。 休息期間を4時間に短縮可(ただし、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限り)。
	(3) 隔日勤務の特例	業務の必要上やむを得ない場合には、2暦日における拘束時間が原則として21時間を超えず、勤務終了後に継続20時間以上の休息期間を与えること。

※1 「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までをいい、労働時間(作業時間、手待ち時間が該当。時間外労働、休日労働時間を含む。)と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間をいいます。

※2 「休息期間」とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。